三鷹市農業公園の団体利用・火気利用について

以下の注意事項を守りましょう。

1. 15名以上及び火気利用の場合

□ 指定管理者 (JA東京むさし三鷹緑化センター)に

**事前に直接「農業公園使用届」を提出し、予約することが必要**

□ キャンセル・内容変更の際は指定管理者へ連絡をする

□ **開始時・終了時に緑化センターでの受付等を済ませる**

□ **会食・飲酒・調理禁止**

□ **団体活動内で参加者の個別の飲食が必要な場合は、団体責任者は参加者**

**同士が会食とならないよう、十分に指導すること**

②　火気利用の場合

　　□ 農業公園使用届の提出のほか、**三鷹消防署への届出が必要**

　　□ 自由広場内の南側のみ使用可。１火点まで。

□ **利用者自身が事前に近隣住民へチラシ配布等で火気利用を周知する**

□利用時までに、配布したチラシ等を指定管理者へ提出する

③　利用可能時間

□ **午前9時～午後5時まで**(片づけも含める)

④　その他のお願い事項

□ 利用開始前に全員検温し、記録すること

□ 各団体、名簿の作成をすること（利用者全員の氏名、連絡先を明記。1か月間保管）

□ ゴミは全て持ち帰ること

□ 公園内の物(トイレ・植物等)を**破損・汚損しないこと**

*※破損・汚損された際は補修・清掃等していただきます。*

□ 利用後の清掃・整地

□ 近隣住宅や他利用者への配慮及び事故の無いよう十分注意すること

　(煙・ＢＧＭなど)

□ 園内及び路上に車を駐車しないこと

□ 公園内で事故があった場合は、使用者の責任とします

□ その他、公園利用に支障を及ぼす行為、公序良俗に反する行為をしない事

***※上記内容が守れない場合、今後の利用を禁止させて頂きます***

<三鷹市農業公園指定管理者>　JA東京むさし(三鷹緑化センター)

電話　0422-48-7482

予約手続きやお問い合わせは営業時間内にお願いいたします。

**三鷹緑化センター営業時間**

**12月～２月：午前９時～午後４時**、**３月～11月：午前９時～午後５時**

令和４年７月～